

【悪魔】 インターネットでの記載が名誉毀損に当たるとして、最高裁で有罪判決が出たそうですね。どんな事件だったんですか？

【天使】 今回起訴されたのは報道関係者ではない一般の会社員であって、ラーメン店チェーンを経営する企業とあるカルト団体とが実質的に同一の組織であり、ラーメン店の収入がカルト団体に上納される仕組みになっていると摘示したことにより有罪となった。この事件では、地裁で、報道機関でない一般人に関しては、個人として要求されるべき水準の調査を行っていれば有罪とはできない、として無罪判決を下したため、名誉毀損に関する新たな基準を打ち出したものとして、大きく注目されていた。しかし、高裁と最高裁は、地裁の示した新基準を採用せず、従来の基準に従って、会社員による調査が不十分であると判断し、真実であると信ずるに足りる相当の理由がないとしたわけだ。

【悪魔】 インターネットだから特別扱いする、という地裁の理由がよくわかりませんねえ。紙媒体で例えれば、世界中にビラを撒いて回収で

悪魔と天使の 法学入門

筑波大学准教授 星野 豊

第39話

インターネット上の 名誉毀損

きないのと同じでしょう？

【天使】 別に特別扱いをしているわけではない。インターネット上で個人が発信する情報の圧倒的多数は、報道機関と比べて十分な調査を行っていない。また、個人が発信する情報に対して、受け手である一般人が報道と同程度に記事の内容を信ずるかは疑問である。さらに、インターネットが個人に開放された現代社会では、誰もが自由な情報発信をできることを原則とすべきであり、名誉毀損で有罪となるとの懸念があれば、企業等に対して批判を行うことを萎縮させる効果も生じかねない。従って、民事事件の損害賠償請求であればともかく、刑事事件として有罪とするには、もう少し慎重であってしかるべきではないか、というのが、最高裁に対する批判的見解の真意である。ちなみに、本件では別に民事訴訟が提起されており、損害賠償を命ずる判断が確定しているとのことだ。

【悪魔】 あまり説得力のある議論とは思えませんね。インターネットには報道記事の引き写しやいい加減な情報が多いことは確かですけど、

だからと言って名誉毀損の成立を緩くする理由にはならないでしょう？ 報道機関の記事を信じて発信した記事でも名誉毀損になるというのは、最高裁の判例があるはずですよ。確か、判決文を引用しない限り駄目だったんじゃないじゃないですか？ あと、他人が信用するような内容の記事かどうかは、名誉毀損の成立の判断に影響しない、というのも、確か「ロス疑惑事件」の報道について、最高裁の判例があったはずですよ。第一ですね、批判が封じられるとおっしゃいますけど、他人様のことを悪く言いたいのなら、それなりの覚悟をして文章を書くべきなんじゃないありませんか？ 少なくとも、相手方の言い分を聞いてその内容を書けというのは、そんなに難しいことだとは思えません。相手からの回答がなかったとか、名誉毀損で訴えると言われたとかいうのなら、それをそのまま書けばよいわけですからね。

最後に、名誉毀損では民事事件と刑事事件とで要件が重なっていますけど、建前上は違う目的の制度ですから、民事で解決すれば十分だという意見にも反対です。なんで被害者が自分の負担で訴訟を起こさなければならぬのか、説



明が必要だと思えますよ。

【天使】 最高裁を支持する見解はおおむねそのようなことを主張するようだが、それでは議論が平行線をたどるだけだ。新しいメディアの生成過程で、法的にも新しい判断基準が生まれることは、法学の発展に大きく寄与する可能性があるが、従来どおりの基準に固執しては、かかる可能性が阻害されかねない。その意味で、仮に新基準を採用しないとしても、最高裁がより踏み込んだ議論を行うことは必要だったのではないかとされている。

【悪魔】 正直なところ、私はインターネットがそんなに従来のメディアと質が違うとは思えないんですよね。一般人が気軽に情報発信できることは確かに便利ですけど、便利さに危険が伴うことをもっと専門家が警告すべきでしょう。ただ、危ない記事や問題のある記事はもったくさんあるはずですから、不幸にして特に目立ってしまったものが、今回たまたまお上から槍玉に挙げられた、という感じはしないでもありませんけどねえ。